

証人調書

(この調書は、第3回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示：平成12年（ネ）第514号

期日：平成13年7月4日午後1時30分

氏名：石井拓男

年齢：53歳

住所：千葉市稲毛区園生町1267番地2

宣誓その他の状況：裁判長（官）は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領：別紙速記録記載のとおり

以上

宣誓書

良心に従って、本当のことを申します。

知っていることをかくしたり、無いことを申したりなど、決していたしません。

このとおり誓います。

証人 石井拓男

速記録

(平成13年7月4日第3回口頭弁論)

事件番号 平成12年ネ第514号

証人氏名 石井拓男

控訴人指定代理人（近藤）

乙第31号証を示す

最後の3ページ目に先生の署名押印がございますが、これは先生の陳述書に間違いございませんね。

はい、間違いありません。

ここに書かれた内容については、間違いはございませんか。

はい、間違いありません。

先生は、平成5年1月から平成7年の6月までの間、厚生省保険局の歯科医療管理官を務められましたね。

はい。

歯周治療用装置の3要件については、昭和60年3月に保険発11号通知が定められて、で、平成6年3月に保険発25号通知で出し直されておりますね。

はい。

先生は、この25号通知の発出に、厚生省で中心的なお立場で御関与されたということでしょうか。

はい。

乙第11号証を示す

これは25号通知ですけれども、206ページに「4、歯周治療用装置」という項目があって、(1)というところに、いわゆる3要件が定められていますね。

はい。

これは、当初出された11号通知書と、要件自体は変わっておりませんか。

変わっておりません。

25号通知を発出するにあたって、歯周治療用装置の算定要件を見直そうというような議論は、厚生省内部でございましたか。

それはございません。

そうしますと、11号通知をそのまま踏襲したという理解でよろしいでしょうか。

そのとおりです。

先生が、25号通知作成に関与された当時の、歯周治療用装置の要件の解釈について伺っていきませんが、「治療計画書に基づき」という要件、これは先生が管理官をされていた当時、どのような解釈がされておりましたでしょうか。

これは、当初と変わりませんから。

そうすると、例えば、実施予定の療法については、治療計画書にそれは記載しないと点数は認められないと、こういう理解でいいのでしょうか。

そのとおりです。

そうすると、例えば歯周治療用装置の装着を予定したのであれば、あらかじめ治療計画書自体に記載しないと、点数は認められないということでしょうか。

そういうことになっております。

例えば、厚生省のほうで、カルテ本体に歯周治療用装置の記載があれば、治療計画書には記載を省いていいといったような運用を、認めていたというようなことはございますか。

そういう通知は出ておりますですね。

それは、今おっしゃった通知というのは、治療計画書に記載がある場合には、カルテ本体のほうには重ねて記載を要しないと、こういう通知のことですね。

そういうことですね。

そうすると、計画書に書いてなくても、ほかのどこかに書いてあればいいということではないわけですね。

そういうことではありません。計画書に書いてあるということが前提です。

甲第11号証を示す

「Dental Diamond」という雑誌の17ページに、「(8)治療計画(書)とは」という項目の中で、「その後の疑義解釈通知により、『書』といった形式にとられることなく、カルテのなかでも、別紙にでも、大掴みに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めれば良いわけで、形式にとられることなく、実用的なメモ書きでよいことになった。」というふうにあるんですけれども、こういった疑義解釈通知というのは存在するんですか。

いや、こんなことはありませんですね。

ということは、その雑誌に書いてあることは誤りですね。

ええ、厚生省としては、こういうものを出したということはありません。

甲第13号証を示す

これは、岩手県歯科医師会の平成9年8月の会員ガイドブックなんですけど、127ページを見ますと、治療処置を1)2)というふうに番号化して計画書に書くような書式が示されているんですけども、岩手県の医師会でこういった書式を使っていたということは、お聞きになったことはありませんか。

いや、ございませんが。

じゃ、厚生省で、そういった記号とか番号で、治療計画書を記載するような形式でいいというようなことが、議論されたりということはございましたか。

いや、そういうことはありません。

先ほどの乙第11号証を、もう一度見てください。191ページの(17)という項目ですが、先ほど先生が御証言になった通知のことなんですけれども、「治療計画書に関しては、治療上必要な事項を精密検査表に記載した場合療養上特記すべき事項を除き、治療計画書が診療録に付随するものとしてこれと一体とみなすことができる状態で作成されている場合には、治療計画書に記載した所定の事項をさらに診療録に記載しなくても差し支えない。」と、こういうふうになっていますね。

はい。

これは、先ほど私がお聞きしたんですが、治療計画書には実施予定の処置が書いてなくちやいけないということが前提で、ただその場合に、治療計画書と一体をなすカルテのほうに二重記載ですね、つまり重ねて同じことを書く必要はないですよと、こういう意味でよろしいですか。

そういうことです。

それから次に、歯周治療用装置の要件のうち、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損一補綴を行うまでの間」というのがございますね。

はい。

この要件の意味ですけども、これは先生が管理官をされていた当時の解釈というのは、どういうことになりますでしょうか。

これは当初と変わっておりませんですから、歯肉に害をなすような具合の悪い歯冠修復物等があった場合、それを除去することは必要となりますが、それを除去して、そのままでは隣の歯が倒れてくるとか、上の歯が、かみ合わせしている対合の歯が動くとか、具合の悪いことが起こりますので、咀嚼をさせておくということも重要なことですから、そのために、この歯周治療用装置というものを入れまして、で、その間に歯周に対する治療も行い、歯周の状況が改善したところを確認した上で、最終的な補綴物等の処置に入ると。その間をやるわけですね。「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」というのは、そういうことです。歯周治療を、例えば辺縁不適合物がありますよね、それを除去して、歯周治療を進めてきて、支台築造ですね、いわゆるメタルコアの型をとったと。それで、その段階に入ってから被覆冠を装着した場合、もうメタルコアの印象採得に着手したとい

うことは、これは最終的治療に入ったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

それは、I型でやってる場合ですね。

ええ、I型で。

いわゆるI型でやってきて、その今の歯周治療用装置があるなしにかかわらずということでしょうかね。

つまり、辺縁不適合物を除去しますよね。それで、あっそうか、辺縁不適合物を取ったということは、そのままにして歯周治療を進めるということではできないので。

ええ。それがもし状態が悪ければ、その辺縁不適合物があって、それは歯周組織に対して為害作用があるとかということが確認されていれば、当然、除去するという計画を立てるでしょうし、その後、改善を見計るまでの間は、歯周治療用装置をセットすべきというふうに想定するはずですから、それも計画書に書かれてありますからね。で、計画書に基づいて歯周治療用装置をセットして、改善を見計らって歯冠修復に入れば、それはもう歯周は改善したと。で、最終段階に入ったというふうにみなされると思います。

「残存歯の保護と咬合の回復」という要件がありますね。これは、どういう意味なんですか。

残存歯の保護というのは、歯冠を外しますから、基にある歯質がある程度崩壊したものが残っております。そのままですと、咀嚼したり物をかんだりすると、壊れる可能性がありますから、やはり人工物でカバーしておかなくてははいけない。それから、対合歯と隣接歯ですね、そのまま透き間があいてますから、隣の歯がそこに倒れかかってきて、スペースがなくなることがある。それから、かみ合わさっている上ないし下の相手の歯が動いてまいりますので、スペースがなくなる。ですから最終的な補綴物を入れる間は、そのスペースを確保しておいて、露出した歯質に直接、為害性のある食片が当たらないように保護することが必要だということです。そのままの状態に、つまり、歯を古い修復物を取った状態で、そのまま治療を進めると、歯周治療に何か悪影響があるんですか。

それは、歯周率患の状態によると思いますけれども。歯周疾患の状況の悪い場合は、当然、普通にならないような状況で、直接食片がその深部に当たったりというようなことが起こりますね。その歯牙の歯質にも、歯の種類にもよりますけれども。暫間被覆冠というものがございますね。で、歯科点数のルール上は、歯周治療用装置については、1歯につき50点とか、1装置750点とか、独立の点数が認められていて、暫間被覆冠については、一連の最終的な処置の点数に含まれるというふうにされてますね。こういうふうに扱いが違う理由というのは、どういうことなんでしょうか。

歯周治療用装置というのは、繰り返して言いますけれども、治療計画書に基づいて計画的に歯周治療を行うという、計画の中で位置付けられるものですから、そのもの自体が歯周治療に対しても意味があるということで、特別な点数評価がされていると。暫間被覆冠というのは、歯周疾患とは関係なく、齶蝕で崩壊した歯冠を修復する場合の一過程の中で削ったりしますから、そこで露出した歯質とかなくな

ったスペースを、露出した歯質を保護し、なくなったスペースを確保する、そのために用いているわけですので、これは一連の流れの中に入って位置付けられていますから、それ自体は特に点数化されていない。

暫間被覆冠というのは、歯周治療が進んで、その最終的治療に入れるくらいまで、それは改善された状態で用いるということでしょうか。

それは、歯周治療とはかかわりなく、歯周治療をやっていて、まあI型と2型で取り扱い違うんですけれども、計画的にやってるのであれば、歯周の状態が改善して、これから歯冠修復に移ると。そうすればそのときには、先ほど言った歯冠修復の一連の流れの中に暫間被覆冠というものが登場するわけですね。

じゃ、歯周治療とは関係がないということですか。

ええ、そこで起こってくれば、歯冠修復の一連の中に入ってくる。最終的な処置の一環だということですか。ええ、I型の場合だと、そういうふうになります。

甲第6号証を示す

吉田さんのカルテですけれども、3枚目に「治療計画書」というのがございますが、これは本件では、歯周治療用装置を装着したものについて点数が認められるかが問題になってるんですけれども、この治療計画書を見ますと、歯周治療用装置の装着予定の記載はございませんね。

ないですね。当初にはないですし、その後の変更も。

次のページの「再評価検査」ですか。

やって、その後の治療計画書を必要とすれば、変更が書かれるんだろうと思うんですが、それもないですね。

そうすると、これは「治療計画書に基づき」という要件には、該当するんですか。

この場合は、治療用装置は想定してないですから、このケースで治療用装置は算定できない。

そうすると、例えば今のお話をまとめると、当初の治療計画書に記載がなくても、その後の再評価検査の結果に基づいて、治療計画の変更の中で、その後で必要になってきたなら変更欄に記載をしなくちゃいけないということなんでしょうか。

そうだと思いますね。

同じく甲第6号証の最終ページを見てください。6月6日に、右上2番1番と、左上1番の歯についての治療の記載なんですけれども、「メタルコアーimp」、「歯周治療用装置ヒフク冠set」と記載がございますね。これは本件で問題になっている被覆冠なんですけれども、メタルコアのインプと記載があるので、メタルコアの印象採得と歯周治療用装置の装着を、同じ日にやっていることになりますね。

はい。

こういったカルテの記載からして、その最終的な治療を行うまでの間とか、あとは残存歯の保護と咬合の回復のために用いられた被覆冠だというふうに言えるんでしょうか。

いや、これは治療計画書に記載がありませんので、これ自体は歯周治療用装置としては認められないものになります。そもそもその要件で、もう駄目だという

ことですか。

はい。

これを見ますと、メタルコアの印象採得を6月6日にやっておりますね。

はい。

それで同じ歯について、6月13日に、これはメタルコアをセットですか、「銀合金メタルコアーset、失PZ硬質レジン前装冠」と記載がありますね。これは、6月13日に、右上2番1番と左上1番についてメタルコアをセットして、「失PZ」というのは、これは歯を削るということですか。

そうですね。

それで、「硬質レジン前装冠」という修復物を入れたということですか。

そうですね。

治療計画に基づくという要件はさておくとして、今御覧いただいた治療計画からして、ほかの要件との関係ではいかがでしょうか。

かなり長い間ずっと治療されてきていますし、再評価の、これは6月ですか、歯周の状況というのは悪くないですよ、もうこの1番2番の形成しているときには、だから、歯周状態はよくなったということで、I型でやっておられるわけですから、最終処置に入られたんだと、そういうふうに思います。

本件の場合、メタルコアの印象採得を6月6日にやったというのは、これはもう最終的処置に入ったと見ていいのでしょうか。

ええ、そうだと思いますね。これ今気が付きましたけど、同じ部位に6月12日、これ「TEK」と書いてありますね。6月12日は、右上2番左上2番についてテックですか。

はい。これはダブってますね。これは同じ装置、ちょっとこれ、混同されてるんじゃないですかね。

6月6日の歯周治療用装置と6月12日記載のテックと6月13日記載のテックですか。

はい、よく分かりませんね。

これが。

ここでは歯周治療用装置と言っていながら、ここテックというふうに先生、書かれてますので、混同されてるんじゃないでしょうかね。

6月6日の歯周治療用装置も、じゃあテックじゃないかということですか。

はい、不明確ですね、これは。

テックというのは、暫間被覆冠のことですか。

そうですね。

(以上 穂利るり子)

甲第7号証を示す

阿部さんのカルテですけれども、これの3枚目、治療計画書と記載があって、「除石」とか「Cr」という記載がございますね。歯周治療用装置の装着予定については同じく記載がないですね。次のページですけれども、治療計画の変更の欄にも「変

更なし」という記載しかないですね。これもやはり歯周治療用装置の装着を予定したということは、ここからは読めないということになりますか。

はい。

被控訴人のほうで、除石とかこういった記載から、あとCrですか、要するに、その後の歯周治療用装置の装着予定も読み取れるんだというようなことを言っているんですが、そういうことは言えるんですか。

それは言えません。

甲7号証の後ろから4枚目、7月4日に、右上6番、5番、4番について「ダミー切除」という記載がありますね。

はい。

1番下の欄ですね、それでダミーを切除して、同じ日に、次のページの1番上に、右上6番について、これ「FCK除去」というのはどういう意味ですか。

フルキャストクラウン、完全な金属被覆冠を外したということですね。

歯冠全部を鋳造した金属で覆ったものですね。その金属冠のことです。

つまり古いクラウンを除去したということですね。

はい。

それで、右上6番について歯周治療用装置という記載がありますね。それでその後7月12日の欄を見ますと、右上5番と4番について「歯周治療用装置、被覆冠セット」と、それでその下の欄ですけど、次回ブリッジインプレッションですか。

そのようですね。

次回ブリッジの印象採得を予定したという意味でしょうか。

はい。

それで、その1週間後ですか、7月19日に、右上4番ですか、下から2段目、「銀合金メタルコアセット」と、メタルコアを装着したわけですね。

(うなづく)

次のページですけれども、右上6番、5番、4番ですか、「失PZFCK」とあるんですけれども、これは歯冠形成の意味ですか。

そうですね。

右上4番と6番について、「失PZFCK」とあるんですが、歯冠形成ということによろしいですか。

そうだと思います。

歯冠形成をしてフルキャストクラウンを、新しいのを入れたということですか。

入れるための印象を取っているわけですね。

ああ、印象を採ったということですか。この治療経過からして、今示した二つの被覆冠が、最終的な治療を行うまでの間に付けられたものであるのかどうかということと、それから残存歯の保護と咬合の回復のために使われたものかどうかということについては、いかがでしょうか。

残存歯の保護と咬合の回復のためではあると思います。ただ、先ほどから申し上げてありますように、治療計画書に記載がございませんので、ですから、これは

歯周治療用装置ではなくて、4番、5番、6番のブリッジの処置に入ったと、ここで、そのこれは暫間被覆冠だというふうに思います。先ほどのあそこで混乱されていることと同じであるというふうに思いますね。

じゃ、これは最終的な治療に入った段階で付けた被覆冠ということなんですか。

はい。

残存歯の保護と咬合の回復に当たるとおっしゃったけれども、それは。

暫間被覆冠自体はそういう機能があります。

その暫間被覆冠の機能としての残存歯の保護と咬合の回復ということなんですか。

今おっしゃった、この行為が何であるかということになれば、それは暫間被覆冠としてセットされて、その暫間被覆冠が持っている機能としてはそういう機能がございます。

暫間被覆冠というのは、先ほど先生がおっしゃいましたけど、歯周治療とは無関係に付けるものということでしょうか。

はい、歯冠修復特にクラウンブリッジという歯科治療の中の一連の中に位置づけられるものですから。

被控訴人代理人

先生の歯科医学での御専門は何でしょうか。

現在は社会歯科学です。

歯周治療学を御専門として学ばれたということはいかがでしょうか。

歯周治療そのものを、学ぶというのは学生時代は学んでおりますけれども。

御専門として学ばれたことは。

卒業後という意味でございませうか。

いいえ、学生時代でも結構ですが。

学生時代はもちろん、その当時習っております。

その後、御専門として歯周治療学の勉強をしたことはないということでしょうか。

私は昭和47年から平成2年まで、愛知学院大学歯学部というところにおりまして、そこは口腔衛生学というところに所属しておりました。そこは外来を持っていて患者を診ております。歯周治療の、まあ歯周科というものがありますから、そこと関係しながら歯周疾患を持つ下いる患者さんは診ておりました。

先ほどの御証言ですと、平成6年の保険発第25号通知というのがあって、その中で「治療計画書が診療録に付随するものとして一体とみなすことができる状態で作成されている場合は、治療計画書に記載した所定事項を更に診療録に記載しなくても差し支えない」と、こういうことになっているんだということでしたね。

(うなずく)

で、先生の陳述書、それから先ほどの御証言によりますと、歯周治療用装置を保険点数で算定する場合には、治療計画書の中に歯周治療用装置ということが記載されている必要があるんだということでしたね。

(うなずく)

それは厚生省の御見解だったということでしょうか。

はい。

しかし、診療報酬査定の実態では、治療計画書の記載は簡略されたり、あるいは歯周治療用装置など予定されている処置がすべてその中に記載されなくても、カルテなどの記載から読み取ればいいんだという運用がされていたのではないですか。

そんなことはありません。

聞いたことないですか。

聞いたことはないです。

P1型が昭和60年3月に導入して採用されましたよね。その後なかなか普及しなかったということではありませんか。

普及しなかったというのは、何をもって普及というか分かりませんが、全部が歯周のI型になるということは確かにありませんでしたね。

P1型の治療のあり方については、保険点数の算定の仕方について、いろいろな批判があったということはありませんか。

批判と言いますか、今までのやり方が大きく変わりましたから、なかなか歯科治療というのはマニュアルスキルって、技術でやっておりますので、診療形態とかいろいろ変えないと、それを診療の中に入れ込めないということがあるというふうに思います。ですから、思い切って診療形態を変えていただかないといけないということがあったと思いますので、今日明目から急にというのは難しかったらうと思います。

P1型の運用の仕方自体に批判があったということは御存じないですか。

批判というか、それはなかなかやりにくいから。

例えば初診から適用検査をクリアして、しかも1か月たないと、指導管理I型の精密検査、歯周治療ができないとなっていると、これはおかしいではないかという批判があったことは聞いていないですか。

私が保険局医療科に来て補佐とか歯科医療管理官をやっていたときには、歯周のことはそれほど、記憶ですからね、あれですけども。

御存じなければいいんですが、さほどの批判があったという認識はお持ちじゃなかったですか。

批判というか、なかなか診療形態を変えていただくということが進まない、できにくいという医療機関があるということはありませんでしたよね。

適用検査をクリアするのに、オレリーのプラークスコアで20パーセント以下にならないといかんだというのは実態に合っていないじゃないかとか、こういう批判があったことも聞いたことないですか。

それよりも歯科医学的に、歯周病学会がそのような状況にしてからでないと。まずそういう批判があったかどうかは聞いたことはないですか。

歯周状態変えるということを言われたわけですが、それがなかなか言っても患者さんが、これ患者さんがやってくれないと進みませんから、なかなかハードだと、

そういう声はあったと思います。

それから治療計画書の関係で、画一的でかつ非臨床的、非現実的な治療計画書ではないかという批判があったということは聞いたことがありませんか。

今のような文言ではちょっとよく分かりません。

治療計画書が非臨床的、臨床に合わない、あるいは現実的じゃないじゃないかという批判を聞いたことはありませんか。

どうでしょうかね。

覚えてらっしゃらないですか。

そうですね。

治療計画書が煩雑すぎるという批判があったことは御存じないですか。

私がいたころは、始まって相当たってましたからね。

いろいろな批判を受ける形で厚生省としてP1型の査定の仕方を少しずつ変更してきたということがあったのではないですか。

例えばどういう。

疑義解釈のところでいろいろ変えろとか、いわゆる修正を加えてきたということがありませんでしたか。

疑義解釈ですか。

疑義解釈でいろいろ変えたりですね。

私細かいことは思い出せませんが、平成3年に記載の仕方についてとか、違う平成元年ですか、あれは、にありましたですね。それから平成3年でしたかね、やはり見直しがあったとは思いますが。

先ほど私が言ったプラークスコアの関係だとか、そういうのも改正になりましたよね。20パーセント以下にならなきゃとか。

明確には思い出せません。いつごろどうだったかということは。

甲第11号証を示す

この雑誌は分かりますか。

デンタルダイヤモンドという雑誌は知っております。

これを見たことがあるかどうか、分からなければ分からないで結構ですが、17ページのところで、治療計画書、これは前にもこの記載は見たことがございますか。

前はないです。

今回初めてですか。

初めてです。

治療計画書の様式について、全国の様式がどうなっているのかというあたりを厚生省として調べになったということはありませんか。

全国としてそういうことはやってないですよ。そういう必要ないですから。記載がどのようになされているかということの実態調査をしたことはありませんか。

実態調査はないですけど、それは毎年共同指導というところで実際に診療の先生方にお目にかかってカルテを拝見しますから、そこで治療計画書というのを見ます。

計画書の様式について、指示を出したということがありますか。

ございません。

厚生省としては、あなたの知る限りは出したことは覚えていないですか。

はい。

先ほど岩手で使われている、岩手歯科医師会が使っている様式を示されておりましたが、ああいう様式を見たことはないですか。

ないですね。私はありません。

(以上 佐々木和枝)

仙台高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 穂利るり子

裁判所書記官 佐々木和枝